

報告第 15 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定に基づき、和解について次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和元年 6 月 20 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

専決処分書

貸金返還債務の弁済に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成31年3月15日

足立区長 近藤 弥生

貸金返還債務の弁済に関する和解について

足立区は、育英資金貸付金の償還残額の弁済につき、下記により和解する。

記

- 1 相手方
足立区加平在住者（借受人）および
足立区佐野在住者（連帯保証人）

- 2 和解の要旨
別紙和解契約書のとおり

- 3 足立区代理人
豊島総合法律事務所
弁護士 豊島 國史

和 解 契 約 書

貸主足立区(以下「甲」)、借主 (以下「乙」)及び連帯保証人 (以下「丙」)は、乙の平成12年3月28日付「東京都足立区育英資金貸付申請書」による申込みを受けて成立した甲乙間の金銭消費貸借契約(以下「原契約」)に関し、次のとおり合意する。

- 1 乙は、甲に対し、原契約に基づいて発生する債務として、20万3400円の支払義務があることを認める。
- 2 丙は、甲に対し、乙の前項の債務を連帯保証していることを確認する。
- 3 乙及び丙は、甲に対し、連帯して、第1項の金員を平成31年3月末限り、甲所定の納付書を使用して支払う。
- 4 乙及び丙が第1項の金員全額を前項の期限までに遅滞なく支払ったときは、甲は、乙及び丙に対する訴訟(東京簡易裁判所平成31年(八)第11023号 貸金返還等請求事件)を取り下げ、乙及び丙は同取下げに同意する。
- 5 乙及び丙が第1項の金員全額を第3項の期限までに遅滞なく支払ったときは、甲は、乙及び丙に対するその余の請求を放棄する。
- 6 甲、乙及び丙は、甲と乙、甲と丙との間には、本件に関し、本和解契約書に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本合意の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲、乙及び丙が記名又は署名及び捺印の上、各1通を保有する。

平成31年 月 日